

令和6年度 香南市放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ入会案内

野市小学校第一・第二・第三・第四児童クラブ
佐古小学校第一・第二児童クラブ
野市東小学校第一・第二児童クラブ
赤岡小学校若杉児童クラブ



<問い合わせ先>

香南市教育委員会 こども課 こども係

〒781-5292

香南市野市町西野2706（市役所6階）

TEL50-3021

受付期間を過ぎてからの申込や、入会希望者が募集人数を超えた場合、あるいは支援員の配置状況等によって受入ができない場合があります。ご了承ください。

1. 放課後児童クラブとは…

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学1～6年生の児童に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

【開設内容】

- 開設期間 : 令和6年4月2日(火)～令和7年3月31日(月)
※4月1日(月)は新年度準備のため休会とします。ご了承ください。
※新1年生につきましては、新たな小学校生活への不安などもあると思いますので、入学式後からの利用とされるなど、ご家庭での配慮をお願いします。
- 開設時間 : 学校のある日…下校～午後6時
1日開設日 [長期休み(春・夏・冬休み)、学校代休日、毎月第一土曜日]
…午前8時～午後6時
- 休会日 : 土曜日(第一土曜日を除く)、日曜日
国民の祝日に関する法律に定める休日
4月1日(月、新年度準備のため)
8月13日(火)～16日(金)
12月29日(日)～翌年1月3日(金)
※臨時休会については随時連絡します。

【香南市野市小・佐古小・野市東小・赤岡小学校区の放課後児童クラブ一覧】

小学校区	児童クラブ名	住 所	電話番号	募集人数
野市	野市小学校 第一児童クラブ	野市町西野 613 (小学校北2階建て1階)	56-1589 080-2853-1478	150名
	野市小学校 第二児童クラブ	野市町西野 612-2 (小学校グラウンド北東)	080-1996-3559	
	野市小学校 第三児童クラブ	野市町西野 617-1 (小学校グラウンド北西)	080-2853-5255	
	野市小学校 第四児童クラブ	野市町西野 613 (小学校北2階建て2階)	080-1985-6950	
佐古	佐古小学校 第一児童クラブ	野市町母代寺 72-1 (小学校グラウンド南)	56-5815 080-2853-1479	70名
	佐古小学校 第二児童クラブ		090-3188-6828	
野市東	野市東小学校 第一児童クラブ	野市町中ノ村 770 (小学校敷地内校舎東)	090-6880-1701	60名
	野市東小学校 第二児童クラブ		54-3309 080-2853-1480	

小学校区	児童クラブ名	住 所	電話番号	募集人数
赤岡	若杉児童クラブ	赤岡町 1327-1 (赤岡保健センター内)	090-6886-5816	20名

2. 入会の申込について

- 入会基準 : ■常態として放課後（夏休み入会の場合は午前8時～午後6時）に児童を保育できない時間帯のある家庭。ただし、15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方は原則入会できませんので、ご了承ください。
- 令和6年度に各児童クラブのある小学校に学籍のある1～6年生の児童。
※原則、低学年を優先しますが、募集人数を超える場合には入会審査選考基準に基づき選考を行いますので、就労状況などにより入会できない場合があることをご確認ください。

① 毎日利用について

- 受付期間 : ■4月入会…令和6年1月4日（木）～16日（火）
■途中入会…随時受付 ※入会希望日の1か月前には提出してください。

- 受付場所 : ■香南市教育委員会こども課（香南市役所本庁舎6階）
月～金曜日…午前8時30分～午後5時15分
■各児童クラブ 学校のある日…午後2時～午後6時
1日開設日…午前8時～午後6時

- 提出書類 : I 入会申込書 ※押印不要
II 就労証明書など（様式1～3） ※押印不要
- 放課後にご家庭で保育できないことの確認書類です。父母及び同居（★）の祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母などの証明が必要です。
- ★「同居」とは、生計の同一の有無あるいは扶養の有無は関係なく同一家屋に居住していることをさします。同一敷地内に別家屋で祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母などが居住している場合も「同居」とみなしますので、祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母などの就労証明書などの提出をお願いします。
- ※部数が足りない場合はコピーしていただくか、こども課・各児童クラブまでお申し出ください。
- ※兄弟姉妹で申込される場合は証明の必要な世帯員1人につき1部の提出でかまいません。
- ※様式1に関しては勤務先で記入していただいでください。証明の押印は不要です。記入内容について勤務先に問い合わせることがあります。予めご了承ください。

※学校などに通われている方は様式3にその旨と就学日数および就学時間帯を記載し、在学証明書など（コピー可）とともに提出ください。

※内容に不正が認められた場合は、入会決定を取り消すことがあります。

※年度途中で再提出をお願いすることがあります。予めご了承ください。

Ⅲ 第一土曜日利用届（希望者のみ）※押印不要

※**Ⅱの様式1に土曜日も勤務があることを明記して**いただいでください。

入会決定 Ⅱ： ■4月入会…令和6年2月下旬頃

■途中入会…随時（ただし、空きがある場合に限ります）

②夏休み入会について

夏休み期間休会する児童がいるなど空きが出た場合に案内させていただきます。

（6月下旬以降、市ホームページ掲載予定）

※冬休み及び春休みにつきましては募集がありませんので、ご了承ください。



3. 児童クラブでの生活について


①指導方針

心穏やかな中で情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を身につけることを目指します。遊びや集団活動を通じて豊かな情操や自主性、創造性、社会性のある子どもを育てます。

②児童クラブでの1日の流れ

下校時間や各児童クラブで多少の違いはありますが、概ね下記のような流れで過ごします。新型コロナウイルス感染症などの予防のため、登会時などに手洗いをしますのでハンカチの持参をお願いいたします。また、37.5℃以上の発熱がある場合は登会できませんのでご了承ください。また登会后、発熱や咳・のどの痛みなどの風邪症状が認められる場合は連絡させていただきますので、至急お迎えに来ていただくようお願いいたします。

■学校のある日

	下校	あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> …健康状態のチェック …連絡帳支援システムの確認
	18:00	学 習 お や つ 遊 び 片付け・掃除 帰りの準備 あいさつ 終 了	<ul style="list-style-type: none"> …自主的に取り組めるよう習慣づけ …自由遊び 屋内：読書、ブロック、折り紙など 屋外：ボール遊び、遊具遊び、鬼ごっこなど …本やおもちゃの片付け、掃除 …帰宅準備、連絡事項の伝達、安全指導 …帰宅

■1日開設日

8:00	あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> …健康状態のチェック …連絡帳支援システムの確認
9:00	朝の会	…出欠確認、今日の予定を説明
10:00	学 習	…自主的に取り組めるよう習慣づけ
P M	遊 び	…自由遊び
12:00	昼 食	…自由遊び
13:00	遊 び	…自由遊び
15:00	お や つ	…自由遊び
16:30	遊 び	…自由遊び
18:00	片付け・掃除	…本やおもちゃの片付け、掃除
	帰りの準備	…帰宅準備、連絡事項の伝達、安全指導
	あいさつ	…帰宅
18:00	終 了	



③児童クラブでの学習指導について

児童クラブは学校や塾ではありませんので、支援員ができるのは学習の習慣づけまでです。子どもが意欲的に学習できるよう、宿題などには保護者の方が目を通してあげてください。

④児童クラブからの帰宅方法について

原則保護者の方へ引き渡しますので、お子さんを必ず午後6時までにお迎えに来てください。もし、1人あるいは複数人で歩いて帰宅させる場合は、交通事故などに十分気をつけて帰らせるようにしてください。児童クラブでも交通安全についての声掛けを行います。なおご家庭でも指導をお願いします。特に新1年生については、学校及び児童クラブでの生活に慣れるまでは、必ず保護者の方にお迎えに来ていただくようお願いいたします。

⑤お弁当が必要な場合について

1日開設日や学校が午前中で終わり給食がない場合などは、必ずお弁当を持たせてください。子どもがお金を持って買いに行くことは出来ません。

⑥ご家庭と児童クラブとの連絡について

児童の入退室時間をはじめ欠席や帰宅時間、お迎えの方などの連絡、児童クラブからのお知らせについては連絡帳支援システムで、随時の連絡については電話などで行います。

連絡帳支援システムを活用いただき、緊急時のために電話にはいつでも出ることができるようご配慮ください。



⑦第一土曜日の開設について

土曜日の開設は、毎月「**第一土曜日のみ**」です。

利用にあたっては「第一土曜日利用届」の提出をお願いします。

月の途中で必要になった場合は、前月20日までに利用届の提出をお願いします。

利用日の前日など直前に申し出された場合は原則利用ができませんので、ご了承ください。

お弁当、水筒、学習道具、食べきれぬ量のおやつを持たせてください。

休まれる場合は1週間前までに児童クラブに連絡をお願いします。

⑧その他

児童クラブの施設・備品などを破損された場合、原則として当事者の実費弁償となります。

また、他人に迷惑をかける行為や言動などを確認し、児童クラブの運営に支障を来たと判断した場合は、退会を勧告する場合がありますのでご了承ください。

4. 児童クラブの運営について

保護者の方に安心して働いていただくためにも、保護者と支援員が協力して、子どもたちが「児童クラブに行きたい」と思える環境をつくっていくことが大切です。保護者会、クラブ行事などへの参加をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

5. 保護者負担金などについて

①保護者負担金（保育料）

月額 4,500 円 （8月は 9,000 円）

登録いただいた口座からの振替となります。振替日は毎月25日（25日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。事前に通帳残高の確認をお願いします。

※滞納されますと児童クラブの運営に支障をきたしますので、やむを得ず退会していただくことがあります。

※日割り計算はありません。

※8月の保護者負担金は、夏休み期間の変更に伴い、金額が変更になる場合があります。その場合は、6月上旬頃までにお知らせします。

②おやつ代

月額 2,000 円 （入会した月の在籍日数が 15 日未満の場合、その月は 1,000 円）

集金は各児童クラブで行います。

会計監査は年度終了後に保護者会の会計担当の方をお願いしています。

③スポーツ安全保険料

年額 800 円（途中入会の場合も同額）

児童クラブで安心して活動していただくために、万一のけがや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険への加入をお願いしています。

入会決定後納付書をお渡ししますので、市役所1階会計課または金融機関でお支払いください。

※けがにより通院、入院となった場合は日額で定額が支払われます。小学校で掛けている保険とは異なりますので、医療費受給者証が使用できます。



6. 各種手続き関係

※提出は各児童クラブか教育委員会こども課まで

①退会する場合

「退会届」を退会する日の**1週間前まで**に提出ください。様式は児童クラブにあります。離職、祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母などとの同居開始、産休（※1）・育休など（※2）により就労状況や家庭状況が変わり、入会基準に該当しなくなった場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。

なお、一度退会された後に再度の入会を希望されましても、定員を満たしているため入会できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・夏休み（8月）入会の方は「退会届」の提出は不要です。
- ・入会決定通知を受けた後、初登会前に入会を辞退する場合は、香南市教育委員会こども課まで「入会辞退届」を提出ください。様式はこども課に置いてありますので、その場で記入のうえ提出してください。

※1…出産の場合、産後8週に達する日を含む月の月末まで在会することができます。

※2…育休中及び求職中の方は、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は入会することができます。また、求職中の方は入会及び離職後、3カ月が経過する月の月末まで在会することができます。

②保護者負担金減免申請

香南市では、児童クラブ活動の振興と保護者の経済的負担を軽減する目的で、保護者負担金の減免制度を設けています。

■対象となる世帯及び保護者負担金の減免額

対 象 世 帯	保護者負担金減免額（年額）
生活保護法の規定により保護を受けている世帯	保護者負担金 全額
令和6年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	20,000円×在会月数／12 100円未満の端数四捨五入
就学援助費を受給している世帯	
納付が困難であると教育委員会が特に必要と認める世帯	市長の定める額

■申請手続き

6月上旬頃に申請方法について案内を配布いたします。

6月以降の入会で、上記対象世帯に該当する方は速やかにお申し出ください。

③休会する場合

8月全日を休まれる場合、8月分の保護者負担金は徴収いたしません。

6月上旬頃に案内を配布いたしますので、「夏休み休会届」を提出してください。

その他の事情で休会を希望する場合は、児童クラブまたはこども課へ相談してください。

④就労状況（場所や時間）などに変更があった場合

速やかに就労証明書など（様式1～3）を再提出してください。

様式は各児童クラブにあります。就労状況などの変更につきまして、ご本人からの申請がない場合、こども課より問い合わせをさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

⑤世帯状況に変更が生じた場合

入会申込書提出時以降に、住所や名字、（転入出・出生・死亡などで）世帯構成に変更が生じた場合には、「世帯状況変更届」の提出をお願いします。様式は児童クラブにあります。

世帯状況に変更が生じたことで、入会基準（常態として放課後保育できないこと）に該当しなくなった場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。その場合、「世帯状況変更届」の提出は不要です。

⑥保護者負担金の振替口座を変更される場合

金融機関などで手続き後、本人控（コピー可）を振替日の2週間前までに提出ください。

口座振替依頼書はこども課及び香南市内の各金融機関などにあります。

7. 緊急時の帰宅方法・臨時休会等について

地震、台風、大雨災害などの自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合、児童クラブでは子どもたちの安全を確保し、事故を未然に防ぐために下記の方法により対応します。ご理解ご協力をお願いします。 ※地震の場合は状況により対応が変わることがあります。
※連絡帳支援システムにより必要な情報を配信しますので、メールアドレスの登録にご協力ください。登録方法などの詳細につきましては、入会決定後にご案内させていただきます。

①児童クラブへ来る前（学校管理下にある時）に自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合

→学校で一斉下校の指示があれば、児童クラブは休会します。

②児童クラブに来た後に自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合

→教育委員会の判断により早めに帰宅させます。ただし、帰すことがかえって危険を伴うと判断される場合は児童クラブで待機させます。その場合は**必ず午後6時までにお迎え**に来ていただくようお願いします。

③学校が臨時休校、学校閉鎖、学級閉鎖となった場合

→臨時休校、学校閉鎖の場合は児童クラブも休会します。
学級閉鎖の場合はその学級の児童はお休みとします。

④1日開設日（学校のない日）に自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合

→午前7時に暴風警報が発令されている場合、または発令されると予想される場合は休会とします。事前に連絡帳支援システムでお知らせします。

 メモ



※この入会案内は申込の前によく読み、年度末まで大切に保管してください